

保育内容「健康」の位置づけの変遷に関する一考察 ～ 幼稚園教育要領を中心に～

著者	鈴木 順子
雑誌名	東邦学誌
巻	50
号	1
ページ	39-51
発行年	2021-07-27
URL	http://doi.org/10.20728/00000565

保育内容「健康」の位置づけの変遷に関する一考察 ～幼稚園教育要領を中心に～

A consideration on the transition of the positioning of childcare content
“Health”: Focusing on Kindergarten teaching procedures

鈴木 順子

Suzuki Junko

愛知東邦大学 教育学部

幼稚園教育要領は「教育基本法」第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成を期す」という目的のもと、幼児期の教育が行われている。教育基本法、学校教育法、児童福祉法等の子どもや保育に関する法令の中には、「健康」という言葉が必ず明記されている。幼児教育や、保育所をはじめとする児童福祉施設に関する法律の目的や理念の中に「健康」に関する記載があることは、子どもの健全な心身の発達や成長が重要であることを示している。また幼稚園教育要領や保育所保育指針のねらい及び内容の冒頭には「健康」が記されている。2018年度からは幼稚園教育要領や保育所保育指針が新たに施行され、領域「健康」に関しても、社会情勢の変化の中で変更がされている。本稿では「健康」における歴史的変遷を通して、保育の内容である領域「健康」を中心に内容を整理し、考察した。

I. はじめに

1. 本稿の目的

子どもや保育に関する法令の中には、「健康」という言葉が必ず明記されている。教育基本法の第1条（教育の目的）には、「心身ともに健康な国民の育成」として教育の目的が、学校教育法第23条には幼稚園の目標の第一に、「健康」が明示されている。また児童福祉法では、第1条に児童福祉の理念として、児童の健全育成が挙げられている。幼児教育や、保育所をはじめとする児童福祉施設に関する法律の目的や理念の中に「健康」に関する記載があることは、子どもの健全な心身の発達や成長が重要であることを示しているといえる。

2017年3月には幼稚園教育要領と保育所保育指針が告示され、2018年度から施行されている。最初の幼稚園教育要領・保育所保育指針が刊行されてから、その間、社会的背景として少子化、都市化、核家族化等が進み、保育を取り巻く社会情勢も変化してきている。こうした子どもを取り巻く社会情勢の変化の中で、保育の内容「健康」に関しても改訂幼稚園教育要領や改定保育所保育指針に伴い、保育の内容に関して変更があるため、関連事項も含め吟味し、現在の健康に関する保育内容について検討したいと考える。

本稿では、保育の内容である領域「健康」及び、新たに設けられた関連事項についても併せて内容を整理し、考察

した。その方法として、改訂幼稚園教育要領・改定保育所保育指針の領域「健康」を歴史的変遷から改めて検討することを目的とした。

なお、本稿は幼稚園教育要領、保育所保育指針に関する資料等を基に検討した。また通常、幼稚園教育要領については「改訂」、保育所保育指針については「改定」、とそれぞれに従っている。但し、幼稚園教育要領と保育所保育指針の共通事項としては「改訂」を用いることとする。尚、2017年には、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領が改訂されているが、本稿では、幼稚園教育要領と保育所保育指針のみを検討する。

II. 健康に関する考え方

1. 健康の定義

健康の定義を共通のものとして考える指標として考え出されたのが、1948年に成立したWHO（World Health Organization：世界保健機関）の中の世界保健憲章前文である。前文では「健康とは身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であって、ただ単に病気でないとか、虚弱でないとかいうだけのものではない」と定義している。健康を具体的に述べるならば、「心身とも安定した状態にあり、日常生活を営むにあたって支障がなければ健康である」と考えられる。この定義は、子どもを含むすべての地球上の人々に当てはまる健康を示している。健康は心身の状態と程度をあらわすが、これらの考えは時代や、地域、文化の程度でも変わってくる¹⁾。

また、デュボス（Dubos, R.）は、「健康と幸福は、毎日の生活で出会う挑戦に対して反応し、さらに適応する個人的態度の現れである」（デュボス、1964）と述べ、WHOの健康の定義とは異なる健康観を提示した。すなわち、その人が置かれた環境や身の回りの様々な変化に対して程よく適応し、より良い環境を作っていくとする過程が重要であるという考え方である。幻想のようなパーフェクトな健康を追い求めるのではなく、各人のもつ心身の特性や環境をうまく調整しながら、幸福感を感じて生きていくことこそが「健康」であるという考え方は、子どもの健康の在り方を考える際にも重要な示唆を含んでいる²⁾。

2. 日本の「健康」に関わる背景

第二次世界大戦後、政府は社会レベルでの健康水準の向上を目指し、国民の生活を支える基本的なしくみを構築するため、医療、保健、福祉の充実を図ってきた。その結果、平均寿命、乳児死亡率や体格などの状況が大幅に向上した。高度経済成長期以降になると、公衆衛生上の問題が感染症から慢性疾患へと移り、現在につながる積極的な健康増進対策へ移行した。その対策としては、1978年から10年単位での国民健康づくり運動が続いている。現在、「21世紀における第2次国民健康づくり運動〔第2次〕」が2013年度から10年間推進されている。ここでは基本的な5つの方向性が示されており、その中で「⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、（中略）健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」が挙げられ、子どもは将来を担う大切な世代と捉えられ、健康増進と健康な生活を営む基礎を養うべきとしている。その中には「(iii) 朝・昼・夕の3食を必ず食べること」が示され、健やかな生活習慣を形成していくことを挙げている³⁾。

健康は目標としての「健康」ではなく、手段としての「健康」であるのがのぞましい³⁾。すなわち健康な状態になることを最終目標にして努力するのではなく、自分の目標を達成するために、まず健康なからだをつくるという発想

である。従来のように、単に病気にならないという消極的なものではなく、積極的な実践を通して自分にあった健康生活（QOL）を獲得するように心がける⁴⁾。

健康観は時代の推移や社会における価値意識とともに変わっていくものであるが、健康については、今日の背景からますます求める傾向が強い⁴⁾。

近代、家族形態が多世代家族・大家族から核家族に変わり、就労形態、価値観やライフスタイルが多様化してきている。これらは、子どもの生活・健康に少なからず、影響を与えている。子どもの生活の中で幼稚園・保育所は、子どもの健康、安全や学びを確保するのに適した大切な場所となっている。子どもが健康で健やかに成長していくためには、その時期に適した適切な運動、バランスが取れた食事、十分な休養や睡眠が大切である。しかし、最近の子どもたちを見ると、「身体を動かし、よく食べ、早寝早起きをする」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が、大きく乱れている場合がある。今日の子どもの基本的な生活習慣の乱れは、保護者世代の生活習慣に起因することが多い。子どもを取り巻くこうした家庭環境や社会情勢にも子どもの生活が影響を受けていることを考慮していく必要がある⁵⁾。

子どもの健やかな育ちを保障できる「最後の砦」とさえいえる保育所や幼稚園の役割がますます重要になってきているといえる。その子どもがもてる資質を存分に伸ばすことができるよう、家庭や地域と協力しながら子どもの理解に基づいた保育を実践することが大切であり、「健康とは何なのか」について、基本的に理解しておくことが大切となる⁶⁾。

Ⅲ. 幼稚園教育と保育所の役割、及び保育内容における領域について

1. 幼稚園教育の基本と保育所の役割

(1) 幼稚園教育の基本

幼稚園は、学校教育法第1章第1条に定める通り、学校の一つであり、学校教育法第3章の第22条には「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と定め、第23条には「目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」と定められている。

幼児教育は、教育基本法第11条において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とであるとされている。学校教育の基本理念である「生きる力」を育むことが、幼稚園の保育内容においても基本理念となる。「生きる力」とは、たくましく生きるための健やかな心身をもつこと、変化に適応し、困難を解決するため自ら考え行動する力等を指している⁷⁾。また幼稚園教育要領の前文においては、「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、(中略)心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行わなければならない」と記されている。

幼稚園教育要領の第1章総則の「第1 幼稚園教育の基本」には、「教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き(中略)努めるようにする」、また第1の1には、「幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」と記されており、幼児が自ら環境に主体的に関わり、気付くことができる環境作りやその計画、教師の援助が必要であると考えられる。現代では、

意欲的で心豊かな生活、子どもにとってふさわしい生活が適切に過ごすことができているかが重要だとされている。

（２）保育所の役割

保育所保育指針の根拠は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の保育の内容には「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う」と記されている。各保育所は、保育所保育指針で規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえて、各保育所の実情に応じて実施される。保育所保育指針には、保育所の役割、保育の目標等が明記されている⁸⁾。

保育所保育指針「第1章総則、1保育所保育に関する基本原則（1）」においては、保育所の役割が明記されている。「（1）保育所の役割のア」には保育所とは、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と記載されている。また「（2）保育の目標ア」には、「保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ことが大切だとされている。

2. 保育内容と領域の意味づけ

保育の内容は、乳幼児期に体験すべき好ましい生活や遊びである。具体的には、幼稚園教育要領「第2章ねらい及び内容」と、保育所保育指針「第2章保育の内容」に記されている。幼稚園教育要領の保育内容の根拠法は、学校教育法第23条の幼稚園教育の5つの目標であり、この目標が教育の5領域になっている。保育の目標が、具体化されて領域である保育内容になり、各保育内容の中に、「ねらい」があり、更に具体的な生活や遊びの「内容」があり、その配慮事項が「内容の取扱い」として構成されている。これが保育内容の構造である⁹⁾。

「領域」という用語は、1956年の幼稚園教育要領から使用されている。この時、幼稚園教育の目標を具体化して指導内容を導き出し「望ましい経験」として6領域（健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作）に分類した。1964年の改訂を経て、1989年に幼児の発達の側面からまとめた5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）に編成され、現在に至っている。保育所保育指針もこの変遷に準じており、5領域で示されている¹⁰⁾。

各領域に示している事項は幼児の生活を通し総合的な指導を行う際の視点であり、幼児のかかわる環境を構成する場合の視点である¹¹⁾。

視点や領域とは、保育内容を具体的に示す際に使用する言葉であり、「保育の目標を達成するために子どもが園で活動するすべての経験や活動を、その内容の性格に沿って大きく分類したもの」¹²⁾である。

3. 領域「健康」について

保育内容の5領域の一つで、心身の健康に関する領域である。2017年改訂幼稚園教育要領・改定保育所保育指針も「健康」のねらいと内容は同じである。小学校入学までに、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う（幼稚園教育要領第2章ねらい及び内容）」ことを目指している。健康な子どもを育てるとは、単に体を健康な状態に保つことのみを目指すのではなく、他者との信頼関係の下で情緒が安定し、その子どもなりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組めるようにすることである。生涯にわたって健康で安全な生活を営む基盤は、

乳幼児期の愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することで培われていくのである¹³⁾。そのねらいは、①心身の育ちに関する「明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう」、②意欲の育ちに関する「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」、③態度の育ちに関する「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する」の3つが柱となっている。そして、そのねらいを達成するための内容が、10項目挙げられている。これらは、それぞれの保育施設での子どもの生活全体を通して、他の領域とも関連を持ちながら、次第に達成されていくものである¹⁴⁾。

IV. 保育内容「健康」の歴史的変遷

1. 明治期から昭和初期まで

明治期、政府は富国強兵を国家の目標としており、衛生はその国策の手段として位置づけられていた。最初に行われた学校衛生施策は伝染病を集団生活の場に持ち込ませないという方法である。1877年に制定された「幼稚園規則」第3条にも伝染病に罹患している者に対する処置が記載されている。幼稚園は小学校就学前の子どもを心身共に健全に育て、人間関係のすばらしさを知り、よい言動を身に付けることを目的とする場であった。明治後期には保育施設内での感染予防のためには、施設・設備を清潔にし、環境衛生にも配慮する必要があると考えられていた。園環境は清潔で衛生的に管理され、子どもの健康と身体の成長も管理する務めを担っていくことになった¹⁵⁾。

1899年に文部省は「幼稚園保育及設備規程」を公布し、幼稚園の編制、組織、保育項目など、幼稚園についてはじめて詳細な法的規定を設けた。この規定の第5条では、保育の目的として、心身の健全な発育と善良な習慣を身に付けさせることが示されていた。保育内容は4項目とされ、それまでの知識偏重の保育から遊びを重視するようになった。このうち、「遊嬉」「唱歌」「手技」に示された目的や効果で、子どもの心身の発育や健康について触れている。「遊嬉」は「随意遊嬉」「共同遊嬉」を通じて、心情を快活にし、体を健全にする。「唱歌」は簡単な歌をうたい、聴器、発声器および呼吸器を訓練して発育を助け、快活で美しい心情をもたせる。「手技」は恩物を用いて手や眼の訓練をして精神の成長を助ける、という内容である。この保育内容の規程は、その後の幼稚園教育にも大きな影響を与えるようになった。大正期から昭和期にかけては、世界恐慌や世界大戦など厳しい社会情勢の影響を受け、学校や幼稚園では欠食児・虚弱児の増加、体力の低下が問題化していた。明治、大正期を通して、幼稚園では短時間の保育時間であったことから、おやつはほぼない状況であったが、長時間保育をしている園では補食として出され、当時のおやつは家にある材料を工夫して、作っていることが多かったようである¹⁶⁾。

1928年にはラジオ体操の放送が実施され、幼稚園でもラジオ体操が取り入れられ、子どもたちの健康維持・増進、体力向上に意識が向けられるようになった。また第二次世界大戦下においては、国家意識が強調され、幼児教育の内容にも、軍国主義の影響がみられ、当時の保育内容では子どもの体力強化が特に重視され、寒さに負けない体づくりや国民体操などが行われていた。時代は体力重視へと傾いていった¹⁷⁾。

2. 新たな教育制度

1947年、新しい日本の教育制度である「教育基本法」「学校教育法」が制定された。「学校教育法」の第77条（現・第22条）では、その目的を「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的

とする」と示している。そして、第77条（現・22条）の目的を実現するために、第78条（現・第23条）では、幼稚園の具体的な目標を5項目あげて、この目標の最初に子どもの健康に関する内容が「一健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」と記載され、その後の領域の基盤になる考え方、とらえ方が表れている¹⁸⁾。

1948年、文部省から「保育要領—幼児保育の手引き—」が刊行され、保育内容は戦前の保育5項目と比較すると子どもの生活全般を保育の対象とし、興味・関心自発的な活動に基づく自由遊びを重視するようになった。子どもの健康に関する項目は、「休息」と「健康保育」としてはじめて独立して取り上げられた。「健康保育」では、「幼児の健康を保ち、十分な発育をとげさせるためには、生活全般にわたる細かい配慮が必要である」として、「健康記録」「環境」「運動」「休息」「生活習慣」「栄養」「疾病の予防と早期発見」「ワクチン注射」を8項目ごとに説明している。また、保育内容のほかにも、「幼児の生活指導」であげられた「身体の発育」や、「幼児の生活環境」の中に、子どもの健康管理や衛生的な環境を用意する上での注意点などが具体的に示されている。これは、終戦直後の急性伝染病と慢性伝染病が急増した状況下で、伝染病予防が重要課題であったと考えられる。

1956年には新たに幼稚園教育要領が示され、小学校との一貫性を考え、保育内容が6領域に区分された。この6領域の分類は、幼児の生活経験を組織的に考え、指導計画を立案する便宜さから設定されたものであった。領域「健康」では、子どもの発達上の特質を踏まえて、望ましい経験が挙げられている。1956年の幼稚園教育要領では、以前の「保育要領—幼児保育の手引き—」のような、病名をあげて伝染病の早期発見や予防について具体的な示し方をしていないが、その代わりとして、望ましい経験「5. けがをしないようにする」（表1参照）の中に、「交通のきまりを守って歩く」ということが示されており、「健康」について病気や園庭、遊具等でのけが以外に交通安全について考え始められたことがわかる。また、同項目「1. 健康生活のためのよい習慣をつける」の「食事」には「よい姿勢で食事をする」「おちついてよくかみ、こぼさないで食べる」「食べ物の好ききらいを言わない」という望ましい経験により、身に付けさせたいことが示されている反面、「楽しく食事する」という文言も記載されていた。食料が十分確保できる状態になり、お腹が満たされればよいという弁当から、彩り、見た目、子どもが喜びそうなおかずを入れるなど変化がみられるようになった。幼稚園で子どもの発育を向上させるために栄養のあるものを与えること、おやつも行うこと、子どもの健康上もっともよい食事をするを重要視するようになってきた。つまり、明治期から戦後明けまで、生きるため、命をつなぐために食事をとるという視点から、栄養面を考えながら、幅広い食品を摂取し、楽しい雰囲気の中で食事をするというように変化していった。現在の幼稚園教育要領の第2章ねらい及び内容の健康「2内容」では「(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」という文言になっている。今日では「食育」という言葉が保育の中で当たり前にかかれるようになったが、現在までの食事やおやつを歴史的背景があった。

1964年の改訂幼稚園教育要領は「告示」となり、法的拘束力をもった。領域「健康」の内容は、表2の3つの項目に各説明が加えられ、身体の健康について、保健衛生と運動、安全の分野で考えられた（表2参照）。それらは幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらいとして示されており、主に習慣や態度を身に付けることが記されている。

1989年に幼稚園教育要領（以下、「要領」という）が改訂され、1990年に保育所保育指針（以下、「指針」という）が改定された。保育内容の6領域の見直しにより、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に変更され

表1 1956年の幼稚園教育要領「健康」

- 1 健康生活のためのよい習慣をつける。
(清潔、食事、排便、衣服、運動、休息の項目ごとに説明が加えられている)
- 2 いろいろな運動や遊びをする。
- 3 伝染病その他の病気にかからないようにする。
- 4 設備や用具をたいせつに扱い、じょうずに使う。
- 5 けがをしないようにする。

出典：文部省「幼稚園教育要領・第Ⅱ章幼稚園教育の内容・1健康」(昭和31年度)の文書をもとに筆者作成

表2 1964年の幼稚園教育要領「健康」

- 1 健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。
- 2 いろいろな運動に興味をもち、進んで行うようになる。
- 3 安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

出典：文部省「幼稚園教育要領・第2章内容 健康」(昭和39年3月23日文部省告示第69号)の文書をもとに筆者作成

た¹⁹⁾。それまで身体の健康のみ扱っていたが、「心身の健康」として、心と体の健康をあわせて考えることと、具体的な遊具・遊び・競技の名前等が示されていない点が以前の要領と異なっている。それは、子どもの実態を考慮した上で、自発活動としての遊びを中心とした生活の中で、子どもが自分なりの活動を充実させていこうとする気持ちが大事にされなければならないと考えられたからである。

要領、指針において、その後も改訂が行われたが、5領域は続行され、2017年の要領、指針の改訂に至っている。

V. 2017年改訂幼稚園教育要領と改定保育所保育指針の特徴

1. 幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂による領域「健康」に関わる変更点

要領と指針のねらい及び内容の比較においては、指針の第2章保育の内容の「3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」は要領の第2章ねらい及び内容の5領域の記載とほぼ同様である。「内容の取扱い」についても要領と同様、2018年施行の指針にも明記された。要領の「第2章ねらい及び内容、健康3内容の取扱い(1)～(6)」と指針の「第2章保育の内容の3-(2)-ア-健康(ウ)内容の取扱い①～⑥」と比較するとほぼ同じ文言である。

(1) 幼稚園教育要領 (表3参照)

領域「健康」の主な変更点、及び「ねらい及び内容」と「育ってほしい姿」との関連「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連した保育内容の変更点として、保育内容「健康」に関しては以下、下線を引いた箇所が追加された。追加文の下記に◆として、追加された理由、又はその意義を記載した。

1) ねらい(3)「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけ、見通しをもって行動する」

内容の取扱い(2)「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」が追加されているが、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の第1(健康な心と体)の姿や、第6(思考力の芽生え)の姿などの趣旨を受け、重視しているものである。

・「指導計画の作成上の留意事項」(2)「多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促す」と明記された。

◆「見通しをもって行動する」については、第1(健康な心と体)の姿²⁰⁾は「幼稚園生活の中で、充実感をもって

自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」といった趣旨などを反映している。「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」が追加されたことに関しては、子どもの運動能力に関する現状や、文部科学省の幼児期運動指針に示されているように、幼児期は遊びなどを通して多様な動きを経験することが運動能力を伸ばすことに基づいている。

身体活動は運動遊びだけで行われるものではない。日常の生活を運動という視点で捉え直すことで、子どもの身体活動・運動経験の量的・質的な積み重ねが期待できる。例えば、通園や当番活動、単なる移動であっても保育者が意識して動いたり、意図的に言葉で表現したりすることで、子どもはその動きや、やり方に興味をもったり真似したりする。このような関わりは、子ども自身の健康への興味や関心、体への気付きにもなり、体のしくみや体のはたらき、大きくなる喜びや健康に関して行う行為の必要性を学ぶ機会にもなる。日常生活のなかで無意識に体を動かせるような工夫をすることも健康な心と体を育むことに関与しているため、日常生活における環境構成が大切である²¹⁾。

2) 「内容」(5)「食べ物への興味や関心をもつ」が加えられ、食育の目指すところが興味・関心であることを明確にしている。

・「内容の取扱い」(4)「食の大切さに気付き、」が追加され、食育の目指すところに「気付き」が入ることが明示されている。

◆2005年に食育基本法が成立して以降、保育所や幼稚園等では食育に関する取り組みが行われており、今回のこれらの変更は従来も取り組まれてきた食育の目標の一つである食への興味・関心を明示したものである²²⁾。食育の計画は、以前から保育所では進められてきたが、今後は幼稚園でも真摯に考えていく必要がある。それは「乳幼児期において、健康な心と体」を育てるために不可欠なものである。

3) 「内容の取扱い」(5)「基本的な生活習慣の形成に当たっては、次第に見通しをもって行動できるようにすること」が追加された。→「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の第1（健康な心と体）や第2（自立心）と関連し、「主体的・対話的で深い学び」とも連動している。

◆毎日の遊びの中で、友だちと関わり合いながら、園生活での時間の区切りや「～までに」といった見通しがもてるようになっていく。丁寧な関わりを繰り返すことで生活の流れがみえていく。それは、自分がどう行動すればよいのかと同時に周囲の反応や友だちの動きが見えるようになることでもある。安全な生活を身に付けていくためには、時間の流れを知り、「見通しをもって行動する」習慣や態度を培う必要がある²³⁾。

4) 「内容の取扱い」(6)「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」が安全に関する指導の重要性の観点等から新たに示された。

◆園生活の中で、子どもたちの生命の保持および心の安定を保つことが幼児教育の基本であるため、保育者は一人ひとりの心身の健康状態に気を配り、集団生活のなかで、健康と安全が増進されるような工夫が必要となる²³⁾。

◆領域「健康」には、表3に示したように3つの「ねらい」や、10の「内容」、そして6つの「内容の取扱い」がある。

要点として、①心身ともに健康に育つ、②生活習慣を身に付け自律する、③健康、安全な生活を営むための方策を学ぶことで分けられる²⁴⁾。

◆改訂で領域「健康」が大きく変更されるものではないが、心と体の健康や運動、それらが生活習慣となることを基本として、子どもが主体的にそれらを取り込み、実行可能となっていく過程を重視するということになる²⁵⁾。また強調されたのは「食」の大切さであり、望ましい食習慣を育て、食への興味・関心を高める工夫が必要である。

表3 2017年改訂幼稚園教育要領「第1章総則」及び「第2章ねらい及び内容」との関連

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	ねらい及び内容
第1章総則	第2章ねらい及び内容
第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	健康
(1) 健康な心と体	1 ねらい (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、 <u>見通しをもって行動する</u> 。
(2) 自立心	2 内容
(3) 協同性	(1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
(4) 道徳性・規範意識の芽生え	(2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
(5) 社会生活とのかかわり	(3) 進んで戸外で遊ぶ。
(6) 思考力の芽生え	(4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
(7) 自然との関わり・生命尊重	(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、 <u>食べ物への興味や関心をもつ</u> 。
(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	(6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
(9) 言葉による伝え合い	(7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
(10) 豊かな感性と表現	(8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
	(9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
	(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気をつけて行動する。
	3 内容の取扱い<追加のみ明記>
	(2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、 <u>多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること</u> 。]
	(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、 <u>食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること</u> 。
	(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、 <u>次第に見通しをもって行動できるようにすること</u> 。]
	(6) <u>安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること</u> 。

出典：文部科学省「幼稚園教育要領」(2017年)の文書をもとに筆者作成

(2) 保育所保育指針「第3章健康及び安全」に関する事項

指針においても、第3章健康及び安全において、「1 子どもの健康支援」「2 食育の推進」「3 環境及び衛生管理並びに安全管理」「4 災害への備え」の4点に分けられ、健康、食育、安全が重要視されている。子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。この中で、2017年の改定指針で変更された「2 食育の推進」についてみる。

1) 第3章健康及び安全 2 食育の推進の項目で改訂により、追加された文言を以下に記載

(1) 保育所の特性を生かした食育

ウ (前略) 食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

◆食育の計画は、以前から保育所では進められてきたが、今後は幼稚園でもしっかりと考えていくべき事柄とされている。それは「食」というものが特に乳幼児期において、健康な心と体を育てるために不可欠なものだからである²⁶⁾。

(2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努めること。

◆2008年の改定では、保育所における食育が重視されたが、2017年改定では、さらに充実させることが図られている。この背景には子どもたちの健康維持のための日頃の食事の大切さだけでなく、食文化の見直しがある。保育所の食事を通して、食材や料理への関心を高め、また日本の文化や日頃の生活について考えたり、感じたりする機会を増やすことが期待されている。さらには食物アレルギーに対応しながらの食育の推進が図られている²⁷⁾。

2. 改訂においての新たな「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

要領の第1章「総則」の第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の3 「次に示す『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである」と明記され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10の姿として示されている。指針の第1章「総則」の4-(2)においても、乳幼児期の高い教育・保育を推進する上で共有すべき事項として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されている。10の姿の中で、主に領域「健康」に関係の深いものが「(1) 健康な心と体」である。「健康な心と体」においては、「園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」と明記されている。子ども自らが主体的に取り組んでいく過程を大切にすることが重要であると考えられる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」における10の姿をなぜ幼稚園が達成しなければならないのかについては

要領の「前文」に「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行わなければならない」と明記されている。この資質を具体化したものが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10の姿であり、「学校教育のはじまり」として幼稚園はそれを達成する責務があると説明している。

VI. まとめ

第二次世界大戦後、政府は医療、保健、福祉の充実を図ったことにより、平均寿命、乳児死亡率や体格などの状況が大幅に向上した。高度経済成長期以降になると、公衆衛生上の問題が感染症から慢性疾患へと移り、現在につながる積極的な健康増進対策がされ、健やかな生活習慣を形成していくことが推進された。子どもに関しても健康増進と健康な生活を営む基礎を養うべきだとされ、その中には食生活の3食を必ず食べることが示されている。単に病気にならないという消極的なことではなく、自分の目標を達成するためには、まず健康なからだをつくるという発想が大切であるとされた。幼稚園教育要領の第2章ねらい及び内容にも示されており、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことが示されている。健康な子どもを育てるとは、単に体を健康な状態に保つことのみを目指すのではなく、他者との信頼関係の下で情緒が安定し、その子どもなりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組めるようにすることである。子どもの実態を考慮した上で、自発活動としての遊びを中心とした生活の中で、子どもが自分なりの活動を充実させていこうとする気持ちが大事にされなければならないと考えられた。

保育内容「健康」に繋がる歴史としても、学校衛生施策の伝染病を集団生活の場に持ち込ませないという考え方から、1899年には心身の健全な発育と善良な習慣を身に付けさせることが示されていた。保育についても遊びを重視し、子どもの心身の発育や健康を促す保育が取り入れられた。その反面、戦時下においては、幼児教育の内容にも、軍国主義の影響がみられ、当時の保育内容では子どもの体力強化が特に重視されていた。その後、学校教育法により、「一健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」と記載され、その後の領域の基盤になる考え方、とらえ方が表れている。安全面の他、食事についても戦時下での明治期から戦後明けまで、欠食児、虚弱児の増加、生きるため、命をつなぐために食事をとるという視点から、子どもの発育を向上させるための栄養面を考えながら、幅広い食品を摂取し、楽しい雰囲気の中で食事をするというように変化していった。今日では「食育」という言葉が保育の中で当たり前聞かれるようになり、食べ物が無い時代から飽食の時代に至っている。子どもに対しては単なる健康な生活を維持するだけでなく、自主的に自分から行動できるように大人が援助していくことが大切であるが、それは2017年の改訂要領にも「次第に見通しをもって行動できるようにすること」「食べ物への興味や関心をもつ」「食の大切さに気付き」等、食に対する興味・関心や自らの気付きができる文言が追記されている。

園生活の中では、子どもたちの生命の保持および心の安定を保つことが幼児教育の基本とされているが、基本的な生活習慣の確立に基づき、主体性が育つ保育が掲げられている。また「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10の姿の中で、主に領域「健康」に関係の深いものが「(1)健康な心と体」である。「健康な心と体」においては、「園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康

で安全な生活をつくり出すようになる」と明記されている。

2017年の改訂で強化された健康に関する内容として、「食育」がある。食を一つの文化として子どもたちに伝えていくことの大切さについては保育所に関して数十年の歴史がある。食は「乳幼児期において、健康な心と体」を育てるために不可欠なものである。食育は、以前から保育所では進められてきたが、今後は幼稚園でも真摯に受け止め、考えていく必要がある。幼稚園は現在では保護者のニーズに応じて預かり保育を実施している園も多くみられる。そのようなニーズが高まっている状況に対応していくことも重要である。その一つとして幼稚園は保育所ほど、重要視されていなかった給食（食育）にも目を向けていく必要がある。保育所は長時間過ごす場所であり、食は保育の中の大切な一環である。保育所は給食が大前提となるため、指針は食育に関して別項目を設けている。単なる栄養補給ではなく、給食を通して子どもを育てることの大切さが重視されており、食育という言葉が保育の内容に記載される以前から、子どもが食に興味や関心がもてるように、地域の食材を活かした給食が作られてきた経緯もある。2017年の改訂において新たに食について、領域「健康」でいくつかの文言が追加されたことは、幼稚園にもその必要性があるからとも捉えられる。

現在では、健康とは単に健康であるというだけでなく、「心身ともに健康な国民の育成を期す」ために、目標が掲げられており、戦前の感染症等の疾病や衛生面、欠食児等のみに目を向けるのではなく、保育内容にも記載されている「健全な心身の発達を図る」ために、目指すべき「ねらい」や「内容」「内容の取扱い」が記載されている。「自分の目標を達成するために、まず健康なからだをつくる」という発想が現在の保育内容にも通じるところがある。

要領において、第1章総則の「第1幼稚園教育の基本」には、「教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき（中略）努めるようにする」、また第1の1には、「幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」と記されており、幼児が自ら環境に主体的に関わり、気付くことができる環境作りやその計画、教師の援助が必要であると考えられる。現代では、意欲的で心豊かな生活、子どもにとってふさわしい生活が適切に過ごすことができているかが重要だとされている。

また、デュボス（Dubos, R.）の「その人が置かれた環境や身の回りの様々な変化に対して程よく適応し、より良い環境を作っていこうとする過程が重要である」という発想も現在の保育に通じるものである。それは子どもの到達目標のみを重視するのではなく、子どもが主体的に取り組んでいく過程を重視することが大切だと考えるからである。

乳幼児期は生涯を通しての健康の基礎となるため、生涯を通して健康に生きる力の基礎作りをする保育、教育が大切である。子ども自らが主体的に取り組むことができるように「指導」するのではなく、子どもとの関わりを通して育んでいくことが必要である。自らの興味や関心、そして主体性を育んでいく過程を大切に育てていくことが重要であると考えられる。

現在の子どもを取り巻く社会情勢の変化の中で、地域における全ての子どもが心身共に健康に育つことができるよう、要領、指針の改訂された点を踏まえ、幼稚園や保育所が子どもの健やかな成長のための役割について、今一度、深く検討し、各園の保育計画を通して取り組んでいくことが必要である。

【参考文献】

- (1) 田島美穂（編）(2017)『平成29年告示幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領<原本>』チャイルド本社

- (2) R.デュボス (1964)『健康という幻想』紀伊国屋書店
- (3) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (厚生労働省告示第四百三十号, 平成二十四年七月十日)
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_01.pdf、2021年3月31日閲覧
- (4) 文部省「幼稚園教育要領 (昭和31年度)」
(注:教材等調査研究会幼稚園小委員会の審議を経て「保育要領」を改訂し,これを「幼稚園教育要領」として示された。)
https://www.nier.go.jp/yoshioka/cofs_new/s31k/index.htm、2021年3月31日閲覧
- (5) 文部省「幼稚園教育要領 (昭和39年3月23日・文部省告示第69号)」
<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s38k/index.htm>、2021年3月31日閲覧

【引用文献】

- 1) 鈴木明 (2013)『保育・教育ネオシリーズ [16] 保育内容・健康—保育のための健康教育—』同文書院, p.1.
- 2) 津金美智子・小野隆・鈴木隆 (編) (2018)『新・保育実践を支える 健康』福村出版株式会社, p.13.
- 3) 谷田貝公昭 (編) (2018)『〈新版〉実践 保育内容シリーズ1 健康』一藝社, pp.13-14.
- 4) 前掲1). p.11.
- 5) 前掲3). p.17.
- 6) 津金美智子・小野隆・鈴木隆 (編) (2018)『新・保育実践を支える 健康』福村出版株式会社, pp.11-12.
- 7) 塩美佐枝 (編) (2017)『保育・教育ネオシリーズ [4] 保育内容総論』同文書院, pp.43-44.
- 8) 谷田貝公昭 (編) (2019)『改訂新版保育用語辞典』一藝社, pp.363-364.
- 9) 同上, pp.365-366.
- 10) 同上, p.408.
- 11) 森上史朗・柏女霊峰 (編) (2016)『保育用語辞典 [第8版]』ミネルヴァ書房, p.59.
- 12) 柴崎正行 (編) (2009)『教育・保育ネオシリーズ2 保育原理—新しい保育の基礎 (第3版)』同文書院, p.385.
- 13) 前掲6). p.16.
- 14) 前掲8). p.125.
- 15) 柴崎正行 (編) (2018)『改訂版 保育内容の基礎と演習』(株)わかば社, pp.34-35.
- 16) 同上, pp.38-43.
- 17) 同上, p.43.
- 18) 同上, p.44.
- 19) 成田朋子 (編) (2018)『新・保育実践を支える 言葉』福村出版株式会社, p.16.
- 20) 吉田伊津美他 (編) (2018)『乳幼児教育・保育シリーズ 保育内容健康』光生館, p.14.
- 21) 同上, p.165.
- 22) 同上, p.14.
- 23) 無藤隆 (2017)『ここが変わった!平成29年告示幼稚園教育要領まるわかりガイド』チャイルド本社, p.54.
- 24) 前掲7). pp.50-51.
- 25) 無藤隆・汐見稔幸・砂上史子 (2017)「ここがポイント!3法令ガイドブッカー—新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解の為に—」株式会社フレーベル館, p.45.
- 26) 前掲23). pp.56-57.
- 27) 前掲25). p.131.